

管理組合役員報酬及び協力金等の規定

シティテラス八潮管理組合（以下「管理組合」という。）は、管理組合役員の報酬及び協力金等に関して、次の通り管理組合役員報酬及び協力金等の規定（以下「規定」という。）を定める。

（目的）

第1条 本規定は、シティテラス八潮管理組合理事会（以下「理事会」という。）において、良好な理事会運営を確保することを目的とする。

（役員報酬制度）

第2条 役員は、理事会1回の出席につき、1,000円の報酬を受けることができる。

（役員協力金制度）

第3条 役員は、理事会1回の欠席につき、1,000円の協力金を支払うものとする。但し、理事会が認める事由により参加出来なかった場合は除外するものとする。

（報酬及び協力金の支払い時期）

第4条 第2条、第3条に定める報酬及び協力金については、年度最終開催の理事会後合算して相殺を行い、管理費会計から支払い及び徴収を行うものとする。

（役員任期の延長）

第5条 理事会は、理事会への参加率が年間で60%に満たない役員に対して、役員任期を1年延長し再度役員候補として選出することができる。なお、役員任期を延長しての選出は1回を限度とする。但し、理事会が認める事由により参加出来なかった場合は除外するものとする。

（規定の効力及び順守義務）

第6条 本規定は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対してもその効力を有する。

（規定の改廃等）

第7条 本規定の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

2 本規定に定めのない事項は、理事会で協議し暫定運用の上、総会で決議するものとする。

（附則）

本規定は、2021年7月19日から効力を発する。